

= 消火器の型式失効について =

○ 消火器の型式失効とは？

消火器は総務省令で定める規格に適合し、型式承認されたものでなければ、販売することや、設置することができません。

この規格(表示内容)が変更されたことで、平成 24 年 1 月 1 日以降は、新規格に適合した消火器でなければ販売、設置等を行うことができません。

新規格に適合しない消火器のことを失効消火器といいます。



○ 消火器の新規格

老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等についての表示を義務付けるとともに、消火器の定期点検において、耐圧性能点検を導入する等の改正が行われました。

適切な管理を促すため、平成 23 年 1 月 1 日から消火器の表示内容に**安全上の注意事項**、**標準的な使用期限**等が追加されました。

以下の表示のある消火器が、新規格の消火器です。(追加された表示の例)



A火災(普通火災)



B火災(油火災)



電気火災

【すでに設置されている旧規格の消火器は？】

平成 23 年 12 月 31 日までに設置されている旧規格の消火器も、機能に異状がないものは、平成 33 年 12 月 31 日までの間、引き続き設置しておくことができます。

(注)消火器の**設置義務がない戸建て住宅等に設置されている消火器については、型式失効による取替えの義務は生じません。**

○旧規格の消火器の設置期限等



○点検基準の改正について (平成 23 年 4 月 1 日施行)

- ★製造年から 10 年経過したものは耐圧性能の点検が必要となります。
- ★施行時、既に 10 年を経過しているものは 3 年以内に耐圧試験が必要となります。
- ★機器点検 (内部・機能) の時期について、加圧式・蓄圧式とも 3 年だったものが、加圧式 3 年、蓄圧式 5 年となります。

※住宅用消火器と業務用消火器

消火器には、住宅用消火器と住宅用以外 (業務用) の消火器と規格上呼ばれるものがあり、通常イメージする赤い消火器は住宅用以外 (業務用) の消火器です。

住宅用以外 (業務用) の消火器は、飲食店や事業所など消火器具の設置が義務付けられた場所に置くことができるもので、**外面の 25 パーセント以上が赤色**にするよう決められています。

住宅用消火器は、住宅での使用に限り適した構造で、設置義務がある事業所等に設置しても消防署からは消火器として認められません。また、**色の規制がなくカラフル**でコンパクトなものが販売されていて、薬剤の詰め替えもできません

ご不明な点は、埼玉県南西部予防課まで TEL 048-460-0121